

名は傷害被疑者として所轄飯塚警察署に引致せられたのである。

六、双方の対策と解決状況

本事件発生と共に組合では本部並に支部の應援を求めて十二日夜幹部會開催對策協議の結果、一、炭坑側の會見申込に應ずること、二、組合代表者として本部主事宮崎太郎、同常任俺岡正美、粕屋支部長山木戸初太郎の三名、三、負傷者への治療費總額支拂並に慰藉料三百圓の要求、をなすことを決定せり。

炭坑側に於ては事件の擴大を懼れ坑内外を嚴戒すると共に出炭獎勵の名の下に一時的（自二月十一日至三月廿四日）ながら賞與支給を發表し、一方組合に對し會見を申込んだのである。

2

かくて二月十三日炭坑事務所に於て、炭坑側坑主以下四名、組合側前記代表者三名接衝の結果左記條件を以つて解決すると共に傷害被疑者は當局に於て微罪處分に附し同日全部釋放せり。

解 決 條 件

- 一、治療費全額負擔
- 二、他の費用として金一封（二百圓）贈與
- 三、事件關係坑夫全部（四名）は本人の意思に基き繼續使用す但し片岡喜三は既に本月四日解雇豫告を爲したる關係上端郷を望めば解雇手當及歸郷旅費を支給す。
- 四、組合側は將來絶對本件に異議なき賛約書（別紙参照）と傷害事件關係者の處分に對し所轄警察署に願書（別紙）を夫々提出すること、以上

3